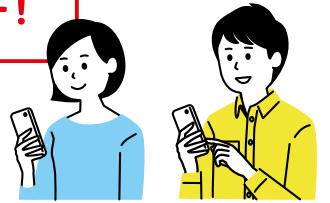


すきま時間に、サクサク読みやすい

「ピックアップ！広報よこはま」をLINEでお知らせ

5月号から市LINE公式アカウントで、広報よこはまの記事をピックアップしてお届けします。
すきま時間などに手軽にご覧いただけますので、この機会に友だち登録をしませんか。

5月号から配信スタート！



LINEに 友だち登録！



市LINE公式アカウントは
こちら

※新規に友だち登録をした
場合は、翌月号から配信
されます。

受信設定から居住区を
登録すると、市内のイベント
情報やお知らせを受け取れ
ます。



毎月1日に 最新号をお知らせ

LINEで届く見出しをタップ
すると、ピックアップ！広報よこ
はまのページに移動します。

スマホで記事が読みやすい

紙面の内容はそのままに、タイ
トルから読みたい記事を選び、
簡単にスマホやパソコンで読む
ことができます。



問合せ 政策経営局広報・プロモーション戦略課 ☎045-671-2332 ☎045-661-2351

二輪の小型自動車（排気量250cc超の二輪車）の所持者対象

継続検査(車検)窓口での納税証明書の提示が原則不要に

2025年4月から、軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の対象車種に**二輪の小型自動車**が追加されました。
これにより、継続検査(車検)窓口での納税証明書の提示が原則不要になりました。



軽自動車税(種別割)の納付方法によっては、納付情報が軽JNKSに登録されるまで日数を要する場合があります。納付後すぐに車検を受ける場合は、金融機関またはコンビニなどの窓口で納付してください。

問合せ 納税証明書について 納税通知書に記載の区役所税務課収納担当
軽JNKSについて 財政局徴収対策課 ☎045-671-2255 ☎045-641-2775

小児医療証・**親**福祉医療証・重度障害者医療証の利用者が対象

マイナ保険証でもっと便利に

横浜市では、4月から医療費助成制度の医療証とマイナ保険証を一体化し、マイナ保険証のみでも医療費助成が受けられるようになりました。

※医療証とマイナ保険証の一体化に対応していない医療機関等では、引き続き医療証の持参が必要です。

対象と なる制度

- 小児医療費助成
- ひとり親家庭等医療費助成
- 重度障害者医療費助成

※県内の医療機関等で利用できます。



利用可能な
医療機関等
はこちら

問合せ 居住区の保険年金課保険係または健康福祉局医療援助課 ☎045-671-4115 ☎045-664-0403